

平成十九年四月二日提出
質問第一五三号

北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第一二四号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。」と答弁されているが、「北方四島の帰属の問題を解決して」とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島より構成される北方四島についての日本の主権が確認されることを意味すると理解してよいか。

二 日本政府は、どの時点から四島即時一括返還という要求を外交交渉においてソ連もしくはロシアに対して行わなくなったか。かかる要求を行わなくなるにあたり、外務省において、決裁書が作成されたか。作成されたならば、その決裁書はどこに保管されているか。

三 今後、外務省が四島即時一括返還という要求を再度、ロシア政府に対して行う意図があるか。

四 北方領土問題はいつ解決する見通しか。

右質問する。